

# 福島県地域の守り手育成型方式試行要領

(制定 令和 2 年 3 月 23 日総務部長依命通達 令和 7 年 4 月 1 日最終改正)

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 建設工事における地元企業の多くは、地域社会を担う中小企業・小規模企業であるとともに、地域のインフラ整備をはじめ、災害対応や除雪・維持補修など、安全・安心の確保を担う“地域の守り手”であるが、過度の競争や急激な少子高齢化により、将来的に地域の安全・安心の確保に支障をきたす恐れがある。

このため、県が発注する建設工事において、“地域の守り手”企業の健全経営の継続や振興を図り、今後も継続的に安全・安心の確保を担えるようにすることを目的とした入札方式として「地域の守り手育成型方式」を実施するに当たり、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「規則」という。）第 296 条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第 2 条 この要領において、「地域の守り手育成型方式」（以下「当該方式」という。）は、予定価格 400 万円を超える 3,000 万円未満の総合評価方式（地域密着型）のうち発注者が認める工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の規定に基づき指名競争入札により落札者を決定する方式をいう。

- 2 この要領において、「対象工事」とは、県が発注する当該方式により行う工事をいう。
- 3 この要領において、「工事執行権者」とは、対象工事を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。
- 4 この要領において、「入札執行権者」とは、対象工事の入札事務を所掌する地方振興局長（県北地方と本庁にあっては出納局長。）をいう。

### (対象工事)

第 3 条 当該方式により契約を締結することができる工事の対象とする発注種別は、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事とする。

## 第 2 章 入札参加者の選考

### (選考機関)

第 4 条 対象工事に係る入札参加者の選考は、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6403 号総務部長依命通達）（以下「資格設定要綱」という。）第 7 条に定める地方入札参加条件等審査委員会（以下「地方審査委員会」という。）が審議する。なお、資格設定要綱第 12 条は適用しないこととする。

### (指名基準)

第 5 条 当該方式に参加できる企業（以下「地域の守り手育成型企業」という。）に必要な資格要件は次のとおりとする。

- (1) 工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7838 号総務部長依命通達。以下「要綱」という。）第 5 条に規定する工事等請負有資格

業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
  - (3) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）第 2 条、第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
  - (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。
  - (6) 当該工事の発注種別に応じた入札参加資格を有していること。なお、格付については、当該工事の規模にかかわらず、すべての等級を対象とすることができる。
  - (7) 入札参加者は、同一建設事務所管内の本店又は準本店であることとする。
  - (8) 福島県の電子閲覧及び電子入札に対応している者であること。
  - (9) 過去 15 年度（申請日の属する年度から遡って 15 年度前から申請日までの期間。以下同じ。）内の当該工事の発注種別に相当する公共工事（当該工事が建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の場合は民間工事も含む。）の施工実績を有する者であること。
  - (10) 過去 3 年度内に災害時の出動実績（国・県・市町村のいずれかが発注した維持補修業務委託等に基づく、災害時（大雨警報発令時等を含む）における巡回パトロール、土のう積み、水防活動、倒木・落石・がれきの撤去などの実績（国・県・市町村との災害協定等に基づかない活動も対象。）がある者又は国・県・市町村のいずれかと災害応援協定を締結している者であること。（災害時出動実績及び災害応援協定の対象範囲は、当該工事箇所を含む建設事務所管内であること。）
  - (11) 発注種別が一般土木工事又は舗装工事である場合は、過去 3 年度内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪業務委託又は維持補修業務委託の実績（当該工事箇所を含む建設事務所管内での実績）を有する者であること。
- 2 工事執行権者が、前項に定める事項を満たす者の中から指名候補者を選考する際の基準は、次の(1)から(6)とし、地方審査委員会が指名選考する際の基準は、次の(1)から(8)などとする。
- (1) 地理的要件
  - (2) 技術的適正
  - (3) 実績・経験
  - (4) 地域貢献
  - (5) 手持ち工事量

(6) 資本関係・人的関係

(7) 受注回数

(8) 指名回数

3 資本関係・人的関係にある者（以下「親子会社等」という。）とは、親子会社等の基準について（資料1）に該当する者同士をいい、同一入札に指名しないこととする。なお、認定企業が親子会社等であることが疑われる場合は個別に調査を行い同一入札に参加しないよう努めるものとする。また、入札後に親子会社等が同一入札に参加したことが判明した場合、入札は有効とする。

（地域の守り手育成型企業の認定の手続き）

第6条 当該方式の入札に参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、地域の守り手育成型企業として認定を受けるため、次の書類を入札監理課長に申請しなければならない。

(1) 地域の守り手育成型企業の認定申請書（別紙1）

(2) 確認書類（第5条第1項の実績を証明する書類）

2 前項の申請を受けた入札監理課長は、申請内容を確認する。この際、必要に応じて建設事務所長や農林事務所長（以下「建設事務所長等」という。）に対して、別紙2により照会を行い確認する。

3 前項の照会を受けた建設事務所長等は、確認結果を入札監理課長に別紙3により回答する。

4 申請内容の確認後、入札監理課長は、地域の守り手育成型企業としての認定が適切であると判断した申請者を地域の守り手育成型企業一覧（別紙5）（以下「別紙5」という。）に登載する。

5 入札監理課長は、地域の守り手育成型企業としての認定の適否及びその内容を、申請者へ電話、FAX、電子メール等により連絡する。

6 入札監理課長は、地域の守り手育成型企業を認定した場合は、地方振興局出納室長及び出納局入札用度課長（以下「出納室長」という。）にその旨を通知する。

7 認定日は、特別な事情がある場合を除き、申請日から14日以内とする。

8 申請は、入札監理課が申請者の募集を開始して以降、隨時に行うことができる。

9 申請内容に変更が生じた場合は、第1項に準じて申請を行うものとする。

10 申請内容に変更が生じたにも関わらず、変更の申請を行わずに落札者となった場合は、入札参加資格制限措置を行う場合がある。

（指名選考内申）

第7条 工事執行権者は、対象工事の起工が決定した場合、第5条第2項の(1)から(6)に規定する指名基準に基づき12者以上の指名候補者を選考し、工事等請負業者指名選考内申書（第1号様式）を当該公所の所在地を所管する出納室長に送付するものとする。

ただし、建設事務所管内で別紙5に登載された企業（以下「認定企業」という。）が12者未満のときは次のとおりとする。

- (1) 認定企業が9者以上12者未満のときは、指名候補者を9者以上に減ずることができるものとする。
  - (2) 認定企業が9者未満のときは、総合評価方式（地域密着型）を適用することとし、特例として地域要件を隣接3管内までとする。
- 2 前項の工事等請負業者指名選考内申書（第1号様式）には指名理由書（別紙4）及び別紙5を添付するものとする。

（指名選考及び決定）

第8条 出納室長は、前条第1項の規定に基づく工事等請負業者指名選考内申書の送付を受けたときは、これを地方審査委員会に付し指名競争入札参加者の選考を受けるものとする。

- 2 地方審査委員会は、工事執行権者が選考した指名候補者の中から、第5条第2項の(1)から(8)に掲げる選考基準などに基づき9者以上を指名選考する。ただし、前条第1項(1)の規定を適用したときは、指名者を7者以上に減ずることができるものとする。
- 3 地方審査委員会の指名選考においては、指名者の類推と固定化を防ぐため、工事執行権者の内申企業数と同数としないものとする。また、別紙5に掲載した企業を当該年度内に最低1回は選考するように努めるとともに、特定の者に偏しないようにするものとする。
- 4 前項の選考結果を受けたときは、出納室長は、工事等請負業者指名決定書（第2号様式）により、規則に基づき指名競争入札参加者を決定し、当該工事執行権者に工事等請負業者指名選考通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### 第3章 入札の手続

（入札執行に必要な書類の送付）

第9条 工事執行権者は、前条第3項の通知を受けたときは、次の書類を入札執行権者に送付するものとする。

- (1) 予定価格調書（封印されたもの）
- (2) 設計書の写し（本工事費内訳書の部分に限る。）
- (3) 閲覧図書（金抜き設計書、図面、仕様書等）（工事執行権者において閲覧する場合を除く。）

（指名通知）

第10条 入札執行権者は、前条の送付を受けたときは指名競争入札参加者に対して次に掲げる事項を電子入札システムにより通知するものとする。

- (1) 指名競争入札に付する事項
- (2) 入札執行の日時及び場所
- (3) 福島県工事請負契約約款、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧期間及び場所
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 福島県工事請負契約約款により契約を締結する旨
- (6) その他必要な事項

- 2 前項の通知（以下「指名通知」という。）の日から入札執行の日までの間には、建設業法施行

令（昭和 31 年 8 月 29 日政令第 273 号）第 6 条第 1 項に定める予定価格に応じた見積期間を設けなければならない。

（設計図書等の周知）

第 11 条 入札執行権者は、設計図書等を指名通知に示した方法により周知するものとする。

- 2 前項に規定する周知の期間は、入札執行日の前日までとする。
- 3 設計図書等に対する質問は、設計図書等に関する質問書（別紙 6）（以下「質問書」という。）により工事執行権者が受け付けるものとする。
- 4 工事執行権者は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を設計図書等に関する回答書（別紙 7）（以下「回答書」という。）に記載し、回答書及び質問書を速やかに入札執行権者に送付するものとする。
- 5 入札執行権者は、前項の規定による回答書を速やかに電子閲覧システムにより入札参加者全員に対して周知するものとする。
- 6 前 3 項の規定にかかわらず、軽易な質問に対しては口頭で回答することができるものとする。この場合、設計等に関する質問は工事執行権者が、入札手続に関する質問は入札執行権者がそれぞれ受け付け、速やかに質問者に回答するものとする。

（現場説明）

第 12 条 現場説明会は、行わないものとする。

（入札）

第 13 条 入札は、指名通知に示す日時及び場所において電子入札方式で行うものとする。

- 2 入札は公開とする。
- 3 入札執行権者は、入札書を開札したときは直ちに低い金額で入札した者から順に入札書の記載事項等を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- 4 前項の確認は、無効又は失格の入札を除き最低価格から第 2 番目の価格の入札を確認するまで行うものとする。
- 5 入札執行権者は、開札後、別紙 5 の当該年度の当該方式工事の受注回数及び当該年度の指名回数を更新する。

（落札候補者）

第 14 条 入札執行権者は、無効又は失格の入札を除き最低価格から第 2 番目までの価格の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者とし、開札の場において入札金額及び入札参加者名を読み上げるものとする。

- 2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札候補者の順位を決定するものとする。
- 3 最低価格から第 2 番目の入札参加者が複数ある場合は、前項の規定に準じて順位を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第 15 条 入札執行権者は、落札候補者を決定したときは落札決定を保留し、落札候補者のうち第 1 順位の者から順に見積内訳書の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(第 1 順位の落札候補者に対する通知)

第 16 条 入札執行権者は、第 1 順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

2 落札者を決定する前において第 1 順位の落札候補者以外の入札参加者等から当該入札に関する問い合わせがあった場合は、開札場所において読み上げ、又は宣言した内容を回答して差し支えないものとする。

(見積内訳書の確認)

第 17 条 入札執行権者は、落札候補者を決定したときは落札候補者の見積内訳書の内容が適切かどうかについて確認しなければならない。

2 前項の確認は第 1 順位落札候補者から順に、適切な見積内訳書が確認できるまで行うものとする。

3 前 2 項の確認は、開札日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に行わなければならない。

4 入札執行権者は、不適切な見積内訳書を確認し当該落札候補者の入札を無効とした場合は、速やかに当該落札候補者及び次順位の落札候補者にその旨を通知しなければならない。

5 第 14 条第 1 項の落札候補者の入札がすべて無効であったときは、第 3 順位以降の入札参加者を順次落札候補者とする。この場合、速やかに当該落札候補者に落札候補者となった旨を通知するとともに、当該落札候補者の見積内訳書の確認を行うものとする。この場合においては、第 14 条第 2 項、第 3 項及び前項の規定を準用する。

(落札決定までに入札参加資格を喪失した場合)

第 18 条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を喪失したときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。

(落札者の決定)

第 19 条 入札執行権者は、落札候補者の見積内訳書が適正であることを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

2 入札執行権者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電子入札システムにより通知しなければならない。

3 落札者以外の入札参加者への落札者決定の通知は、工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 財第 7795 号 総務部長依命通達。以下「公表要領」という。）の規定による当該入札結果の公表をもってこれに代える。

(入札書類の送付)

第 20 条 入札執行権者は、落札者を決定したとき又は入札が不調となったときは、速やかに「入

札執行調書・入札結果書」（公表要領様式3。以下同じ。）を作成するものとする。

2 入札執行権者は、前項の書類を作成した後、速やかに工事執行権者に対し次の書類を送付するものとする。

- (1) 指名通知（写）（任意の1社への通知（写）でよい。）
- (2) 予定価格調書（封筒含む）
- (3) 閲覧図書（金抜き設計書、図面、仕様書等）（工事執行権者において閲覧する場合を除く。）
- (4) 入札書（委任状含む）
- (5) 見積内訳書
- (6) 入札執行調書・入札結果書

（その他）

第21条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。